

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグストアモリ石巻東中里店  
石巻市東中里三丁目20番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬  
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 3 市町村の意見の概要
  - （1）環境保全上の意見について
    - ①騒音に関する事項  
早朝及び夜間帯の来客車両、従業員車両並びに商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。また、近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。
    - ②振動に関する事項  
振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。
    - ③光害に関する事項  
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。
    - ④その他の事項  
近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。また、事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。
  - （2）道路行政上の意見について  
新たに店舗乗入口設置等で道路構造物の形状を変更する場合は、事前協議の上、道路工事施行承認申請書（道路法第24条）を道路課へ提出すること。

(3) 教育委員会の意見について

届出箇所は、主要道路が交差し、東日本大震災後は、交通量がさらに増加している状況であるところ、今回の出店により、更なる交通量の増加が予想されることから、周辺小中学校の登下校中の児童・生徒の交通事故防止のため、店舗駐車場出入り口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮を行うこと。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

令和4年10月28日から令和4年11月28日まで（ただし，閉庁日を除く。）